

2013年9月10日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—知的財産権政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第278号）

全人代常務委員会、 改正『商標法』を可決 登録利便化と権利保護強化を図る

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

全国人民代表大会常務委員会は2013年8月30日、『中華人民共和國商標法』の改正案を可決し、同日付で公布しました。改正『商標法』（以下『改正法』という）は、商標登録関連手続の利便化・明確化、商標権侵害行為に対する権利者保護の強化を図っており、2014年5月1日より施行されます。

本稿ではこの『改正法』について、現行『商標法』（以下『現行法』という）からの変更点を中心に解説します。

□ 一度に複数分類への登録が可能に

『改正法』は、商標として登録可能な構成要素に「音声」を追加しました（第8条）。文字や図形、アルファベット、数字等の「視覚的要素」から非視覚的要素へと対象が広がり、視覚的要素と音声の組み合わせも商標として登録できるようになります。

また、『改正法』は一度の出願で同一商標を複数の商品カテゴリーに登録できることを明記しました（第22条）。『現行法』では、一度の出願で1つの商品カテゴリーのみにしか登録できず、出願の実務手続が煩雑となっていました。このほか、『改正法』はITの普及を受けて、電子データによる出願も可能としています（同上）。

『改正法』第8条

自然人、法人もしくはその他の組織の商品を他人の商品と区別することができるあらゆる標識は、文字、図形、アルファベット、数字、立体標識、色の組み合わせおよび音声等、ならびに上述の要素の組み合わせを含めて、すべて商標として登録を出願することができる。

『現行法』第20条

商標登録の出願者が、異なる類別の商品で同一商標の登録を申請する場合、商品分類表に基づき登録の出願を提出しなければならない。

『改正法』第22条（抜粋）

商標登録の出願者は、1件の出願を通じて複数類別の商品について同一商標の登録を出願することができる。

商標の登録は、国家工商行政管理総局商標局が行います。商標局は出願された商標を審査し、問題が

なければ初期認定を下して、公告を行います。『現行法』下では、出願書類に瑕疵があった場合、出願自体が却下されてしまうケースもみられましたが、『改正法』は商標局が出願者に出願内容の説明や修正を求めることができると規定（第 29 条）しており、今後こうした事態の多くが避けられるのではないかとみられます。また、『現行法』は審査期限を規定していなかったのに対し、『改正法』は「商標局は商標登録の出願文書を受け取った日から 9 カ月以内に審査を完了しなければならない」（第 28 条）と明記。手続の迅速化が期待されます。

初期認定を受けた商標は、公告後 3 カ月以内に異議申立がなければ正式に認可され、「商標登録証」が発給されます（第 33 条）。『現行法』は公告期間中に「誰でも（何人も）」異議申立を行えるとしており、この条文を悪用した商標登録の妨害行為が少なくありませんでした。そのため、『改正法』は異議申立が行える主体を「先に存在する権利者、利害関係者」と「誰でも（何人も）」に区分し、異議申立が行える理由をそれぞれ規定しました（同上）。これにより、誰でも異議を申し立てられるのは、そもそも『商標法』が商標としての使用・登録を禁止している一般的な事項のみとなり、実質的に異議申立人が権利関係者に限定されることになるとみられます。

『現行法』第 30 条（抜粋）

初期認定された商標に対し、公告の日から 3 カ月以内に、何人も異議を申し立てることができる。

『改正法』第 33 条（抜粋）

初期認定し、公告した商標は、公告の日から 3 カ月以内に、先に存在する権利者、利害関係者が本法第 13 条第 2 項および第 3 項、第 15 条、第 16 条第 1 項、第 30 条、第 31 条、第 32 条の規定に違反していると認識する場合、または何人も本法第 10 条、第 11 条、第 12 条の規定に違反していると認識する場合、商標局に異議を申し立てることができる。

登録商標の有効期限は 10 年（第 39 条）で、『現行法』から変更はありません。商標登録者は、期限満了前の 12 カ月以内に更新手続を行う必要があります（『改正法』第 40 条、『現行法』第 38 条では期限満了前 6 カ月以内）。

□ 登録代理業者の法律責任も明記

中国で消費者に広く知られている商標は、未登録であっても「著名商標」（中国語で「馳名商標」）として保護されます。ただし、『改正法』はその認

定について、商標局・商標審議委員会・人民法院が商標に係わる案件の審査や審理に必要とする場合にのみ行えると明記しています（第 14 条）。さらに、「著名商標」の文字を商品パッケージや広告宣伝・展覧等に使用することを禁止（同上）しており、違反した場合は 10 万円の罰金が科されます（第 53 条）。

『改正法』には、他人の登録商標や著名商標を企業名称とすることを制限する条文が盛り込まれました（第 58 条）。他人の商標を企業名として登記し、故意に消費者を誤認させる行為が横行していたことから、『改正法』ではこうした行為を不正競争行為として処理することを規定したものです¹。また、出

『改正法』第 58 条

他人の登録商標、未登録の著名商標を企業名称における商号として使用し、公衆を誤解させ、不正競争行為を構成した場合、『中華人民共和国反不正当竞争法』に基づき処理する。

¹ なお、『中華人民共和国商標法実施細則』第 53 条は、他人の著名商標を企業名称として登記した場合、商標所有者はその名称の取消を申請できると規定していますが、登録商標に対する文言はありませんでした。

願者が業務等の関係から他人が先に使用していることを明らかに知っている未登録商標（その類似商標を含む）を同類・類似商品カテゴリーで出願し、使用者が異議を申し立てた場合、登録を認めないことを明記しました（第 15 条）。

今回の法改正では、商標登録の出願手続を代理する商標代理機構が負う法律責任も盛り込まれました。『改正法』は、①商標登録の委託人の商業秘密保持の義務、②委託人の

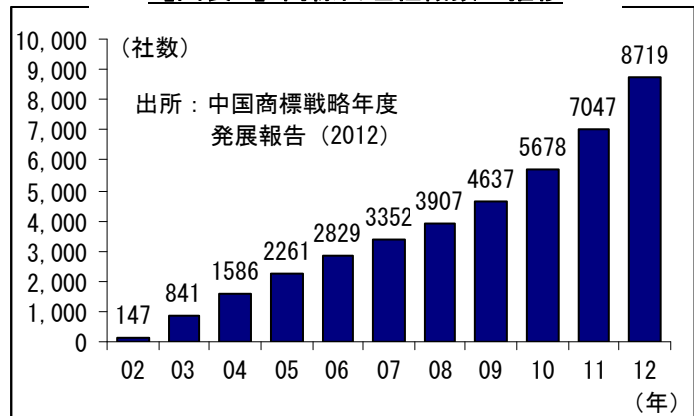
出願する商標が登録できない商標である場合の委託人への通知義務、③委託人が他人の未登録商標を登録しようとしていることを知った場合にその委託を受けてはならないこと、④委託を受けた商標以外の商標登録を行ってはいけないこと、を定めています（第 19 条）。

登録商標を譲渡する場合は、商標局にその旨を申請し、認可・公告されなければなりません。譲受人の権利は公告日に有効となります。『改正法』は譲渡に係る混乱を回避するため、商標登録者が「同類商品において登録した類似の商標、または類似商品において登録した同一もしくは類似の商標」を一括譲渡するよう求めています（第 42 条）。一方、登録商標の使用許諾契約を締結した場合も、商標局に届出を行い、商標局より公告される必要があります。『改正法』は、届出を行わない場合、善意の第三者（当事者間の特定事情を知らない第三者）に対抗できないことを明記しました（第 43 条）。

□ 懲罰的賠償も盛り込み罰則強化

『改正法』は、商標専用権の侵害に対する罰則と商標登録者の保護を強化しています。商標専用権の侵害に当たる行為として、同一・類似商標の使用・販売等に加えて、今回、侵害行為の幫助が盛り込まれました（第 57 条）。なお、『改正法』は侵害認定の前提となる「商標の使用」に当たる行為を定義しています（第 48 条）。

【図表 1】商標代理組織数の推移



『改正法』第 57 条

以下のいずれかの行為がある場合、すべて登録商標の専用権の侵害に属する。

- (1) 商標登録者の許可を経ず、同一商品においてその登録商標と同一の商標を使用した場合、
- (2) 商標登録者の許可を経ず、同一商品においてその登録商標と類似する商標を使用した、または類似商品においてその登録商標と同一もしくは類似する商標を使用し、容易に混同を招く場合、
- (3) 登録商標の専用権を侵害している商品を販売した場合、
- (4) 他人の登録商標標識の偽造、無断製造または偽造、無断製造された登録商標標識を販売した場合、
- (5) 商標登録者の同意を経ず、その登録商標を差し替え、かつ当該差替商標の商品をまた市場に投入した場合、
- (6) 他人の商標専用権を侵害する行為のために故意に便宜条件を提供し、他人による商標専用権侵害行為を幫助した場合、
- (7) 他人の登録商標専用権にその他の損害を与えた場合。

商標専用権侵害の賠償額は、権利者が受けた実際の損失に基づき確定されます（第 63 条）。その確定が難しい場合は権利侵害者が得た利益に基づき、さらにその確定も難しい場合は当該商標の使用料を参考にして算出します。今回、**懲罰的な賠償が認められ**、「悪意に商標専用権を侵害し、情状が深刻な場合」は、**上記の方法で算出した金額の 1 倍以上 3 倍以下の範囲で賠償金を決定できる**としています。なお、上記の方法による賠償額の確定が困難な場合に人民法院が決定できる法定賠償金額の上限は、これまでの 50 万元から **300 万元に引き上げ**られました。

『改正法』第 48 条

本法がいう商標の使用とは、商標を商品、商品包装もしくは容器および商品取引文書において使用する、または商標を広告宣伝、展覧およびその他の商業活動において使用し、商品の由来の識別に使用する行為を指す。

『改正法』は、権利者が権利侵害行為の挙証に尽力したものの、侵害行為の関連証拠資料を侵害者が支配している場合、人民法院はその提出を要求でき、提出しない場合は権利者の主張と証拠を参考して賠償額を判定できるとする条文を追加し、権利者保護を強化しています（同上）。一方で、商標権の侵害者が商標登録者・使用者による登録商標の未使用について抗弁し、登録者・使用者が過去 3 年間の商標使用と侵害行為による損失を証明できない場合は、賠償を求めることができなくなります（第 64 条）。

工商行政管理部门が侵害行為に対して科す罰金額も引き上げられています。もともと『現行法』には罰金額に関する規定がなく、『中華人民共和国商標法实施条例』（国务院令第 358 号）の第 52 条が、違法経営額の 3 倍以下（違法経営額がない場合は 10 万元以下）の罰金を科すと定めていました。『改正法』は、違法経営額が 5 万元以上の場合にはその 5 倍以下の、違法経営額が 5 万元に満たない場合には 25 万元以下の罰金を科すことができると変更しました（第 60 条）。

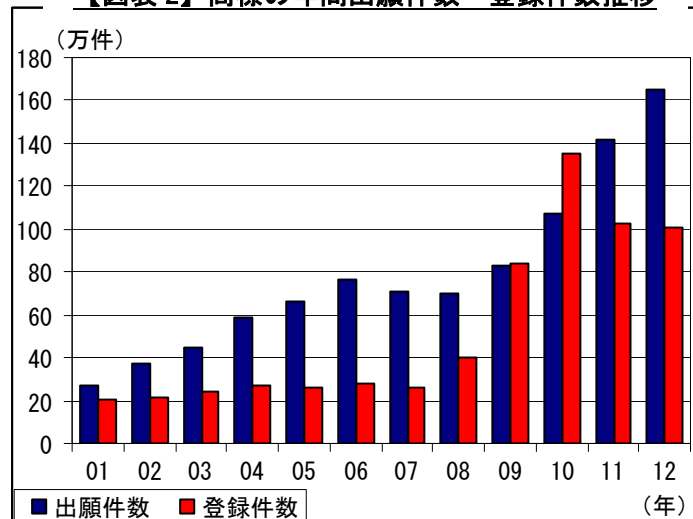
□ 商標の出願・登録数は世界一

『現行法』は、2001 年 10 月 27 日に改正・公布（2001 年 12 月 1 日施行）されました。国家工商行政管理総局は、早くも 2003 年に『現行法』の改正作業に着手し、10 年越しで『改正法』の公布にこぎつけました。現在、具体規定に当たる『商標法实施条例』の改訂作業が進められており、『改正法』の施行前後に公布されるのではないかと予想されます。

国家工商行政管理総局商標局、商標審議委員会が発行した『中国商標戦略年度発展

報告（2012）』によると、中国における商標出願件数は 2012 年末までの累計で 1135 万 9,791 件（うち国内企業・個人による出願が 996 万 1,460 件、外国企業・個人が 90 万 2,116 件、マドリッド協定に基づく国際出願が 44 万 7,034 件）、登録件数は累計 765 万 5,634 件（うち国内企業・個人が 663 万 7,160 件、外国企業・個人が 64 万 8,572 件、マドリッド協定が 36 万 9,902 件）に上っており、**2012 年末時点での**

【図表 2】商標の年間出願件数・登録件数推移



出所：中国商標戦略年度発展報告（2012）

有効登録商標は約 640 万件となっています。

一方、全国の工商行政管理機関が調査・処理した商標関連違法案件は、前年比 16.19%減の 6 万 6,227 件でした。調査・処理案件数が多い地域は広東省（1 万 1,096 件）、浙江省（7,653 件）、安徽省（6,288 件）の順で、案件の性質別では「商標専用権侵害商品の販売」（4 万 0,415 件）、「同一商品における類似商標の使用、または類似商品における同一・類似商標の使用」（7,907 件）、「登録商標の模倣」（4,111 件）等の違法行為が上位を占めています。

【図表 3】中国における商標違法案件調査・処理件数

	単位	2012 年	2011 年
商標違法案件数	件	66,227	79,021
うち 一般違法案件	件	7,142	10,185
権利侵害・偽造案件	件	59,085	68,836
商標標識の没収・排除	件	11,047,944	11,802,249
罰金額	万元	52,507	59,552
案件総額	万元	255,174	156,283
司法機関への移送案件	件	576	421
司法機関への移送人数	人	557	415

出所：中国商標戦略年度発展報告（2012）

※ 商標違法案件の「一般違法案件」には「登録商標の勝手な変更」「登録事項の勝手な変更」「登録商標の模倣」等があり、「権利侵害・偽造案件」には「同一商品における同一商標の使用」「同一商品における類似商標の使用、または類似商品における同一・類似商標の使用」「商標専用権侵害商品の販売」等があります。

*

『改正法』詳細については、6 ページからの日本語仮訳および 23 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承ください。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

中華人民共和国 主席令第6号

『全国人民代表大会常務委員会による「中華人民共和国商標法」の修正に関する決定』は、中華人民共和国第12期全国人民代表大会常務委員会第4回会議が2013年8月30日に可決した。ここに公布し、2014年5月1日より施行する。

中華人民共和国主席 習近平
2013年8月30日

中華人民共和国商標法

(1982年8月23日第5期全国人民代表大会常務委員会第24回会議にて可決、1993年2月22日第7期全国人民代表大会常務委員会第30回会議の『「中華人民共和国商標法」の修正に関する決定』に基づき第1回改正、2001年10月27日第9期全国人民代表大会常務委員会第24回会議の『「中華人民共和国商標法」の改正に関する決定』に基づき第2回改正、2013年8月30日第12期全国人民代表大会常務委員会第4回会議の『「中華人民共和国商標法」の改正に関する決定』に基づき第3回改正)

第1章 総則

第1条 商標管理を強化し、商標専用権を保護し、生産者、経営者に商品およびサービス品質の保証を促し、商標の信用を保護し、以って消費者および生産者、経営者の利益を保障し、社会主義市場経済の発展を促進するため、特に本法を制定する。

第2条 国務院工商行政管理部門商標局は、全国の商標登録および管理の業務を主管する。

国務院工商行政管理部門は、商標審議委員会を設立し、商標紛争事項の処理に責任を負う。

第3条 商標局の認可を経て登録された商標を登録商標とし、商品商標、サービス商標および集団商標、証明商標を含む。商標登録者は、商標の専用権を享受し、法律の保護を受ける。

本法がいう集団商標とは、団体、協会もしくはその他の組織の名義で登録し、当該組織メンバーによる商事活動での使用に供し、使用者の当該組織におけるメンバー資格を表明する標識を指す。

本法がいう証明商標とは、ある商品もしくはサービスに対して監督能力を有する組織が支配し、当該組織以外の単位もしくは個人がその商品もしくはサービスに使用し、当該商品もしくはサービスの原産地、原料、製造方法、品質もしくはその他の特定品質の証明に使用する標識を指す。

集団商標、証明商標の登録および管理の特殊事項は、国务院工商行政管理部门が規定する。

第4条 自然人、法人もしくはその他の組織は、その生産経営活動において、その商品もしくはサービスに対して商標専用権を取得する必要がある場合、商標局に商標登録を出願しなければならない。

本法の商品商標に関連する規定は、サービス商標に適用する。

第5条 2名以上の自然人、法人もしくはその他の組織は、共同で商標局に同一商標の登録を出願し、共同で当該商標専用権を享受および行使することができる。

第6条 法律、行政法规が登録商標を使用しなければならないと規定している商品は、必ず商標登録を出願しなければならない。登録の認可を経ていない場合、市場で販売してはならない。

第7条 商標の登録出願および使用は、誠実信用の原則を遵守しなければならない。

商標使用者は、その商標を使用する商品の品質に責任を負わなければならない。各級の工商行政管理部门は、商標管理を通じて、消費者詐欺の行為を制止しなければならない。

第8条 自然人、法人もしくはその他の組織の商品を他人の商品と区別することができるあらゆる標識は、文字、図形、アルファベット、数字、立体標識、色の組み合わせおよび音声等、ならびに上述の要素の組み合わせを含めて、すべて商標として登録を出願することができる。

第9条 登録を出願する商標は、顕著な特徴を有し、識別しやすくなければならず、合わせて他人が先に取得した合法的な権利と衝突してはならない。

商標登録者は、「登録商標」もしくは登録記号を明示する権利を有する。

第10条 以下の標示は、商標として使用してはならない。

(1) 中華人民共和国の国家名称、国旗、国章、国歌、軍旗、軍章、軍歌、勳章と同一もしくは

は類似のもの、ならびに中央国家機関の名称、標識、所在地の特定場所の名称もしくはランドマークとなる建築物の名称、図形と同一のもの。

- (2) 外国の国家名称、国旗、国章、軍旗等と同一もしくは類似のもの。ただし、当該国政府の同意を得た場合を除く。
- (3) 政府間国際組織の名称、旗、徽章と同一もしくは類似のもの。ただし、当該組織の同意を経た、または容易に公衆を誤解させない場合を除く。
- (4) 支配の実施、保証を与えることを表明している公式の標識、検査印判と同一もしくは類似のもの。ただし、授權を経ている場合を除く。
- (5) 「赤十字」、「赤新月」の名称、標識と同一もしくは類似のもの。
- (6) 民族差別性を帯びているもの。
- (7) 詐欺性を帯び、商品に対する品質等の特徴もしくは産地に対して容易に公衆に誤認を生じさせるもの、
- (8) 社会主義道徳の気風に害のある、またはその他の悪影響を有するもの。

県級以上の行政区域の地名もしくは公衆が認知している外国の地名は、商標としてはならない。ただし、地名がその他の含意を持つ、もしくは集団商標、証明商標の組成部分となっているものを除く。すでに登録した地名を使用した商標は継続して有効とする。

第11条 以下の標識は、商標として登録してはならない。

- (1) 本商品の通称、図形、型番でしかないもの。
- (2) 商品の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量およびその他の特徴を直接表示しているだけのもの。
- (3) その他の顕著な特徴に欠けるもの。

前項に列挙した標識は、使用を経て顕著な特徴を取得し、かつ識別しやすい場合、商標として登録することができる。

第12条 立体標識で登録商標を出願する場合、商品自体の性質から生じた形状、技術効果を獲得するために必要な商品形状、または商品に実質的な価値を持たせている形状は、登録してはならない。

第13条 関連する公衆が熟知している商標は、所有者がその権利に侵害を受けたと認識するとき、本法の規定に基づき著名商標の保護を求めることができる。

同一もしくは類似商品について登録を出願する商標が、他人の中国で登録していない署名商標の複製、模倣もしくは翻訳であり、容易に混同を招く場合、登録せず、かつ使用を禁止する。

同一でない、もしくは類似でない商品について登録を出願する商標が、他人のすでに中国で登録した著名商標の複製、模倣もしくは翻訳であり、公衆を誤解させ、当該著名商標登録者の利益に損害を与えるおそれがある場合、登録せず、かつ使用を禁止する。

第14条 著名商標は、当事者の求めに基づき、商標に係わる案件の処理に認定が必要な事実として認定を行う。著名商標の認定は、以下の要素を考慮しなければならない。

- (1) 関連する公衆の当該商標に対する認知度、
- (2) 当該商標使用の継続期間、
- (3) 当該商標のあらゆる宣伝業務の継続期間、程度および地理範囲、
- (4) 当該商標が著名商標として保護を受けた記録、
- (5) 当該商標が著名であるその他の要素。

商標登録の審査、工商行政管理部門による商標違法案件の調査処理の過程において、当事者が本法第 13 条の規定に基づき権利を主張する場合、商標局は案件の審査、処理の必要に基づき、商標の著名状況に対して認定を下すことができる。

商標紛争処理の過程において、当事者が本法第 13 条の規定に基づき権利を主張する場合、商標審議委員会は案件処理の必要に基づき、商標の著名状況に対して認定を下すことができる。

商標民事、行政案件の審理の過程において、当事者が本法第 13 条の規定に基づき権利を主張する場合、最高人民法院が指定する人民法院は案件審理の必要に基づき、商標の著名状況に対して認定を下すことができる。

生産者、経営者は、「著名商標」の文字を商品、商品包装もしくは容器に使用、または広告宣伝、展覧およびその他の商業活動において使用してはならない

第15条 授權を経ず、代理人もしくは代表人が自己の名義で被代理人もしくは被代表人の商標について登録を行い、被代理人もしくは被代表人が異議を申し立てた場合、登録せず、かつ使用を禁止する。

同類商品もしくは類似商品について登録を出願する商標が、他人の先に使用している未登録商標と同一もしくは類似し、出願者と当該他人が前項規定以外の契約、業務往來関係もしくはその他の関係を有することで当該他人の商標が存在することを明らかに知っており、当該他人が意義を申し立てた場合、登録しない。

第16条 商標中に商品の地理標識があるものの、当該商品が当該標識の表示する地域に由来しておらず、公衆を誤解させる場合、登録せず、かつ使用を禁止する。ただし、すでに善意で登録を取得した場合、継続して有効とする。

前項がいう地理標識とは、ある商品がある地域に由来していることを表示し、当該商品の特定品質、信用もしくはその他の特徴が主に当該地域の自然要素もしくは人文要素により決定される標識を指す。

第17条 外国人もしくは外国企業が中国で商標登録を出願する場合、その所属国および中華人民共和国が締結した協議または共に参加している国際条約に基づき手続を行う、または対等の原則に基づき手続を行わなければならない。

第18条 商標登録の出願またはその他の商標事項の手続は、自ら行うことができ、法に基づき設立された商標代理機構に委託して行うこともできる。

外国人もしくは外国企業が中国で商標登録を出願、およびその他の商標事項の手続を行う場合、法に基づき設立された商標代理機構に委託して行わなければならない。

第19条 商標代理機構は、誠実信用の原則に従い、法律、行政法規を遵守し、被代理人の委託に基づき商標登録の出願もしくはその他の商標事項の手続を行わなければならない。代理の過程において知った被代理人の商業秘密に対し、秘密保持の義務を負う。

委託人が登録を出願した商標に本法が登録してはならないと規定している状況が存在する可能性がある場合、商標代理機構は委託人に明確に通知しなければならない。

委託人が登録を出願する商標が本法第15条および第32条の規定する状況に属することを商標代理機構が知っている、もしくは知っているべきである場合、その委託を受けてはならない。

商標代理機構は、それに対して代理サービスする商標登録の出願を除き、その他の商標の登録を出願してはならない。

第20条 商標代理業界組織は、定款の規定に基づき、会員受入の条件を厳格に執行し、業界自律規範に違反した会員に対して懲戒を実行しなければならない。商標代理業界組織は、その受け入れた会員および会員に対する懲戒状況に対して、遅滞なく社会に公布しなければならない。

第21条 商標の国際登録は、中華人民共和国が締結もしくは参加する関連国際条約が確立した制度に従わなければならない。具体的な方法は、国務院が規定する。

第2章 商標登録の出願

第22条 商標登録の出願者は、規定の商品分類表に基づき商標を使用する商品類別および商品名称を記入し、登録の出願を提出しなければならない。

商標登録の出願者は、1件の出願を通じて複数類別の商品について同一商標の登録を出願することができる。

商標登録出願等の関連文書は、書面方式もしくはデータ電文方式で提出することができる。

第23条 登録商標を確定された使用範囲外の商品において商標専用権を取得する必要がある場合、別途、登録の出願を提出しなければならない。

第24条 登録商標がその標識を変更する必要がある場合、あらためて登録の出願を提出しなければならない。

第25条 商標登録出願者がその商標について外国で初めて商標登録の出願を提出した日から6カ月以内に、また中国で同一商品について同一商標で商標登録の出願を提出する場合、当該国が中国と締結した協議または共に参加している国際条約に基づき、または相互に承認した優先権の原則に基づき、優先権を享受できる。

前項に基づき優先権を要求する場合、商標登録の出願を提出するときに書面声明を提出し、かつ3カ月以内に初めて提出した商標登録出願書類の副本を提出しなければならない。書面声明が未提出、もしくは期限を越えて商標登録出願文書の副本が未提出の場合、優先権を要求していないものとみなす。

第26条 商標を中国政府が主催する、または承認する国際展覧会で展示した商品において初めて使用する場合、当該商品を展示した日から6カ月以内に、当該商標の登録出願者は優先権を享受することができる。

前項に基づき優先権を要求する場合、商標登録出願を提出するときに書面声明を提出し、かつ3カ月以内にその商品を展示した展覧会の名称、展示した商品に当該商標を使用した証拠、展示日等の証明文書を提出しなければならない。書面声明が未提出、もしくは期限を越えて商標

登録出願文書の副本が未提出の場合、優先権を要求していないものとみなす。

第27条 商標登録出願のために申告した事項および提出する資料は、真実、正確、完全でなければならない。

第3章 商標登録の審査および認可

第28条 登録を出願した商標に対し、商標局は商標登録の出願文書を受け取った日から9カ月以内に審査を完了しなければならないが、本法の関連規定に合致している場合、初期認定の公告を行う。

第29条 審査の過程において、商標局が商標登録の出願内容について説明もしくは修正の必要があると認識する場合、出願者に説明もしくは修正を行うよう要求することができる。出願者が説明もしくは修正を行わない場合、商標局が審査決定を下すに影響しない。

第30条 登録を出願する商標は、本法の関連規定に合致しない、または他人が同一商品もしくは類似商品においてすでに登録している、または初期認定された商標と同一もしくは類似している場合、商標局は出願を却下し、公告を行わない。

第31条 2名もしくは2名以上の商標登録出願者が、同一商品もしくは類似商品において、同一もしくは類似の商標で登録を出願した場合、先に出願した商標を初期認定し、公告する。同一日に出願された場合、先に使用した商標を初期認定、公告し、その他人の出願を却下し、公告を行わない。

第32条 商標登録の出願は、他人の現有の先に存在する権利を損害してはならず、不正な手段で先手を打って他人がすでに使用し、かつ一定の影響を有する商標を登録してはならない。

第33条 初期認定し、公告した商標は、公告の日から3カ月以内に、先に存在する権利者、利害関係者が本法第13条第2項および第3項、第15条、第16条第1項、第30条、第31条、第32条の規定に違反していると認識する場合、または誰でも本法第10条、第11条、第12条の規定に違反していると認識する場合、商標局に異議を申し立てることができる。公告期間が満了して異議がない場合、登録の認可を行い、商標登録証を発給し、合わせて公告を行う。

第34条 出願を却下し、公告を行わない商標に対し、商標局は商標登録出願者に書面で通知しなければならない。商標登録出願者が不服の場合、通知を受け取った日から15日以内に商標審査委員会に再審を申請することができる。商標審議委員会は、申請を受け取った日から9カ月以内に決定を下し、合わせて申請人に書面で通知しなければならない。特殊な状況で延長する必要がある

る場合、国务院工商行政管理部门の批准を経て、3 カ月延長することができる。当事者が商標審査委員会の決定に不服の場合、通知を受け取った日から 30 日以内に人民法院に提訴することができる。

第35条 初期認定し、公告を行った商標に対して異議が申し立てられた場合、商標局は異議申立人および被異議申立人による事実および理由の陳述を聴取し、調査確認を経た後、公告期間満了の日から 12 カ月以内に登録を許可するか否かの決定を下し、合わせて異議申立人および被異議申立人に書面で通知しなければならない。特殊な状況で延長する必要がある場合、国务院工商行政管理部门の批准を経て、6 カ月延長することができる。

商標局が登録を許可する決定を下した場合、商標登録証を発給し、合わせて公告を行う。異議申立人が不服の場合、本法第 44 条、第 45 条の規定に基づき商標審議委員会に当該登録商標の無効の宣告を求めることができる。

商標局が登録を許可しない決定を下し、被異議申立人が不服の場合、通知を受け取った日から 15 日以内に商標審査委員会に再審を申請することができる。商標審議委員会は、申請を受け取った日から 12 カ月以内に再審の決定を下し、合わせて異議申立人および被異議申立人に書面で通知しなければならない。特殊な状況で延長する必要がある場合、国务院工商行政管理部门の批准を経て、6 カ月延長することができる。被異議申立人が商標審査委員会の決定に不服の場合、通知を受け取った日から 30 日以内に人民法院に提訴することができる。人民法院は、異議申立人に第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。

商標審議委員会は、前項の規定に基づき再審を行う過程において、係わる先に存在する権利の確定に人民法院が審理している、または行政機関が処理している別の案件の結果に必ず依拠しなければならない場合、審査を中止することができる。中止原因が取り除かれた後、審査手続を回復しなければならない。

第36条 法定期限が満了し、当事者が商標局の下した出願却下の決定、登録しない決定に再審を申請しない、または商標審査委員会の下した再審に対し人民法院に提訴しない場合、出願却下の決定、登録しない決定または再審の決定は発効する。

審査を経て異議が成立せずに登録を許可する場合、商標登録出願者が商標専用権を取得する期間は、初期認定の公告から 3 カ月満了の日より計算する。当該商標公告の期間満了の日から登録許可の決定が下されるまで、他人が同一もしくは類似商品で当該商標と同一もしくは類似の表示を使用する行為に対して、遡及力を有しない。しかし、当該使用者が悪意で商標登録者にもたらした損害は、賠償を行わなければならない。

第37条 商標登録の出願および商標再審の申請に対し、遅滞なく審査を行わなければならない。

第38条 商標登録出願者もしくは登録者が商標出願文書もしくは登録文書に明らかな間違いを発見した場合、訂正を申請できる。商標局は、法に基づきその職責の範囲内で訂正を行い、合わせて当事者に通知する。

前項がいう間違いの訂正は、商標出願文書もしくは登録文書の実質的内容に係らない。

第4章 登録商標の更新、変更、譲渡及び使用許可

第39条 登録商標の有効期間は10年とし、登録を認可した日より計算する。

第40条 登録商標の有効期間が満了し、継続使用する必要がある場合、商標登録者は期間満了前の12カ月以内に規定に基づき延長手続を行わなければならない。この期間に手続することができなかった場合、6カ月の延長期間を与えることができる。毎回の延長登録の有効期間は10年とし、当該商標における前期の有効期間満了の翌日から計算する。期間が満了して延長手続を行わなかった場合、その登録商標を取り消す。

商標局は、延長登録した商標に対して公告を行う。

第41条 登録商標に登録者の名義、住所もしくはその他の登録事項を変更する必要がある場合、変更申請を提出しなければならない。

第42条 登録商標を譲渡する場合、譲渡人および譲受人は譲渡協議を締結し、合わせて共同で商標局に申請を提出しなければならない。譲受人は、当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。

登録商標を譲渡する場合、商標登録者はそれが同類商品において登録した類似の商標、または類似商品において登録した同一もしくは類似の商標に対し、一括して譲渡しなければならない。

容易に混同を招く、またはその他の悪影響がある譲渡に対し、商標局は認可を与えず、申請人に書面で通知し、かつ理由を説明する。

譲渡された登録商標は認可を経た後、公告を行う。譲受人は、公告の日より商標専用権を享受する。

第43条 商標登録者は、商標使用許可契約の締結を通じて、他人にその登録商標の使用を許可することができる。許可人は、被許可人がその登録商標を使用する商品の品質を監督しなければならない。被許可人は、当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。

許可を経て他人の登録商標を使用する場合、必ず当該登録商標を使用する商品に被許可人の名称および商品産地を明示しなければならない。

他人にその登録商標の使用を許可する場合、許可人はその商標使用許可を商標局に報告して届け出なければならない。商標局が公告する。商標使用許可は届出を経ずに善意の第三者に対抗してはならない。

第5章 登録商標の無効宣告

第44条 すでに登録した商標が本法第10条、第11条、第12条の規定に違反している場合、または詐欺的手段もしくはその他の不当手段で登録を取得した場合、商標局は当該登録商標の無効を宣告する。その他の単位もしくは個人は、商標審議委員会に当該登録商標無効の宣告を求めることができる。

商標局が下した登録商標無効宣告の決定は、当事者に書面で通知しなければならない。当事者が商標局の決定に不服の場合、通知を受け取った日から15日以内に商標審議委員会に再審を申請することができる。商標審議委員会は、申請を受け取ってから9カ月以内に決定を下し、合わせて当事者に書面で通知しなければならない。特殊な状況で延長の必要がある場合、国务院工商行政管理部门の批准を経て、3カ月延長することができる。当事者が商標審議委員会の決定に不服の場合、通知を受け取った日から30日以内に人民法院に提訴することができる。

その他の単位もしくは個人が商標審議委員会に商標登録無効の宣告を求めた場合、商標審議委員会は申請を受け取った後、関連当事者に書面で通知し、合わせて期限付きで答弁を提出させなければならない。商標審議委員会は、申請を受け取ってから9カ月以内に登録商標の維持もしくは登録商標無効の宣告の裁定を下し、合わせて当事者に書面で通知しなければならない。特殊な状況で延長の必要がある場合、国务院工商行政管理部门の批准を経て、3カ月延長することができる。当事者が商標審議委員会の裁定に不服の場合、通知を受け取ってから30日以内に人民法院に提訴することができる。人民法院は、商標裁定手続の相手方当事者に第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。

第45条 すでに登録した商標が本法第13条第2項および第3項、第15条、第16条第1項、第30条、

第 31 条、第 32 条の規定に違反している場合、商標登録の日より 5 年以内に、先に存在する権利者もしくは利害関係者は商標審査委員会に当該登録商標無効の宣告を求めることができる。悪意による登録の場合、著名商標の所有者は 5 年の期間制限を受けない。

商標審議委員会は、登録商標無効宣告の申請を受け取った後、関連当事者に書面で通知し、合わせて期限付きで答弁を提出させなければならない。特殊な状況で延長の必要がある場合、国务院工商行政管理部门の批准を経て、6 カ月延長することができる。当事者が商標審議委員会の裁定に不服の場合、通知を受け取ってから 30 日以内に人民法院に提訴することができる。人民法院は、商標裁定手続の相手方当事者に第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。

商標審議委員会は、前項の規定に基づき無効宣告請求に対して審査を行う過程において、係わる先に存在する権利の確定に、人民法院が審理している、または行政機関が処理している別の案件の結果に必ず依拠しなければならない場合、審査を中止することができる。中止原因が取り除かれた後、審査手続を回復しなければならない。

第46条 法定期限が満了し、当事者が商標局による登録商標無効宣告の決定に対して再審を申請しない、または商標審議委員会の再審決定、登録商標の維持もしくは登録商標無効の宣告の裁定に対して人民法院に提訴しない場合、商標局の決定もしくは商標審議委員会の再審の決定、裁定は発効する。

第47条 本法第 44 条、第 45 条の規定に基づき無効を宣告された登録商標は、商標局が公告を行う。当該登録商標の専用権は、初めから存在しなかったものとみなす。

登録商標無効宣告の決定もしくは裁定は、無効宣告の前に人民法院が下し、かつすでに執行された商標権利侵害案件の判決、裁定、調停書、および工商行政管理部门が下し、かつすでに執行された商標権利侵害案件の処理決定、ならびにすでに履行された商標譲渡もしくは使用許可契約に対して、遡及力を有しない。ただし、商標登録者の悪意により他人にもたらされた損失は、賠償を行わなければならない。

前項の規定に基づき返還しない商標権利侵害賠償金、商標譲渡費、商標使用費は、公平の原則に明らかに違反する場合、全部もしくは一部を変換しなければならない。

第 6 章 商標使用の管理

第48条 本法がいう商標の使用とは、商標を商品、商品包装もしくは容器および商品取引文書において

使用する、または商標を広告宣伝、展覧およびその他の商業活動において使用し、商品の由来の識別に使用する行為を指す。

第49条 商標登録者は、登録商標使用の過程において、自ら登録商標、登録者の名義、住所もしくはその他の登録事項を変更した場合、地方工商行政管理部门は期限付きで是正を命令する。期限満了して是正しない場合、商標局はその登録商標を撤回する。

登録商標がその使用を確定された商品の通称となっている、または正当な理由なく連続3年使用しない場合、いかなる単位もしくは個人も商標局に当該登録商標の撤回を申請することができる。商標局は申請を受け取った日から9カ月以内に決定を下さなければならない。特殊な状況で延長の必要がある場合、国务院工商行政管理部门の批准を経て、3カ月延長することができる。

第50条 登録商標が撤回された、無効を宣告された、または期間満了で延長しなかった場合、撤回、無効宣告もしくは取消の日から1年以内に、商標局は当該商標と同一もしくは類似の商標登録出願に対して認可を与えない。

第51条 本法第6条の規定に違反した場合、地方工商行政管理局が期限付きで登録の出願を命じ、違法経営額が5万元以上の場合、違法経営額の20%以下の罰金を科すことができ、違法経営額がない、または違法経営額が5万元に満たない場合、1万元以下の罰金を科すことができる。

第52条 未登録商標を登録商標と偽って使用した場合、または未登録商標を使用して本法第10条の規定に違反した場合、地方工商行政管理部门は制止を行い、期限付きで是正させ、合わせて通報を行い、違法経営額が5万元以上の場合、違法経営額の20%以下の罰金を科すことができ、違法経営額がない、または違法経営額が5万元に満たない場合、1万元以下の罰金を科すことができる。

第53条 本法第14条第5項の規定に違反した場合、地方工商行政管理部门は是正を命令し、10万元の罰金を科す。

第54条 商標局による登録商標を撤回もしくは撤回しない決定に対し、当事者が不服の場合、通知を受け取った日から15日以内に商標審議委員会に再審を申請できる。商標審議委員会は、申請を受け取った日から9カ月以内に決定を下し、合わせて申請者に書面で通知しなければならない。特殊な状況で延長の必要がある場合、国务院工商行政管理部门の批准を経て、3カ月延長することができる。当事者が商標審議委員会の決定に対して不服の場合、通知を受け取った日から30日以内に人民法院に提訴することができる。

第55条 法定期限が満了し、当事者が商標局の下した登録商標撤回の決定に対して再審を申請しない、または商標審議委員会が下した再審決定に対して人民法院に提訴しない場合、登録商標撤回の決定、再審の決定は発効する。

撤回された登録商標は、商標局が公告を行い、当該登録商標の専用権は公告の日に終了する。

第7章 登録商標専用権の保護

第56条 登録商標の専用権は、登録を認可された商標および使用を確定された商品に限る。

第57条 以下のいずれかの行為がある場合、すべて登録商標の専用権の侵害に属する。

- (1) 商標登録者の許可を経ず、同一商品においてその登録商標と同一の商標を使用した場合、
- (2) 商標登録者の許可を経ず、同一商品においてその登録商標と類似する商標を使用した、または類似商品においてその登録商標と同一もしくは類似する商標を使用し、容易に混同を招く場合、
- (3) 登録商標の専用権を侵害している商品を販売した場合、
- (4) 他人の登録商標標識の偽造、無断製造または偽造、無断製造された登録商標標識を販売した場合、
- (5) 商標登録者の同意を経ず、その登録商標を差し替え、かつ当該差替商標の商品をまた市場に投入した場合、
- (6) 他人の商標専用権を侵害する行為のために故意に便宜条件を提供し、他人による商標専用権侵害行為を幫助した場合、
- (7) 他人の登録商標専用権にその他の損害を与えた場合。

第58条 他人の登録商標、未登録の著名商標を企業名称における商号として使用し、公衆を誤解させ、不正当竞争行為を構成した場合、『中華人民共和国反不正当竞争法』に基づき処理する。

第59条 登録商標に含まれる本商品の通称、図形、型番、もしくは直接商品に表示される品質、主要原料、機能、用途、重量、数量およびその他の特徴、もしくは含まれる地名について、登録商標専用権者は他人の正当な使用を禁止する権利がない。

立体標識登録商標に含まれる商品自身の性質から生じる形状、技術効果を獲得するために必要な商品形状、また商品に実質的な価値を持たせている形状について、登録商標専用権者は他人の正当な使用を禁止する権利がない。

商標登録者は、商標登録の出願前に、他人がすでに同一商品もしくは類似商品で商標登録者に先立って登録商標と同一もしくは類似し、かつ一定の影響を有する商標を使用している場合、登録商標専用権者は当該使用者が元の使用範囲内で継続して当該商標を使用することを禁止する権利がないが、それに適当な区別標識を付加するよう要求することができる。

第60条 本法第 57 条に列挙したいずれかの登録商標専用権侵害行為があり、紛糾を引き起こした場合、当事者が協議して解決する。協議を望まない、または協議が成立しない場合、商標登録者もしくは利害関係者は人民法院に提訴することができ、工商行政管理部门に処理を求めることもできる。

工商行政管理部门は処理するとき、侵害行為の成立を認定した場合、侵害行為の即時停止を命じ、侵害商品および侵害商品の製造、登録商標標識の偽造に主に使用する器具を没収、廃棄し、違法経営額が 5 万元以上の場合、違法経営額の 5 倍以下の罰金を科すことができ、違法経営額がない、または違法経営額が 5 万元に満たない場合、25 万元以下の罰金を科すことができる。5 年以内に 2 回以上の商標権侵害行為を実施した、またはその他の深刻な情状がある場合、嚴重に処罰しなければならない。登録商標専用権を侵害していることを知らずに販売した商品は、当該商品が自己の合法的な取得であることを証明し、かつ提供者を説明することができる場合、工商行政管理部门は販売の停止を命ずる。

商標専用権侵害の賠償金額の紛争に対し、当事者は処理を行う工商行政管理部门に調停を求めることができ、『中華人民共和國民事訴訟法』に基づき人民法院に提訴することができる。工商行政管理部门の調停を経て、当事者による協議が成立しない、または調停書が発効した後に履行しない場合、当事者は『中華人民共和國民事訴訟法』に基づき人民法院に提訴することができる。

第61条 登録商標専用権の侵害行為に対し、工商行政管理部门は法に基づき調査処理する権利を有する。犯罪の疑いがある場合、遅滞なく司法機關に移送して法に基づき処理しなければならない。

第62条 県級以上の工商行政管理部门は、すでに取得した違法嫌疑の証拠もしくは通報に基づき、他人の登録商標専用権を侵害した疑いのある行為に対して調査処理を行うとき、以下の職権を行使することができる。

- (1) 関連当事者への尋問、他人の登録商標専用権の侵害と関連する状況の調査、
- (2) 当事者の侵害活動と関連する契約、発票、帳簿およびその他の関連資料の閲覧、複製、
- (3) 当事者が他人の登録商標専用権侵害活動に従事している疑いのある場所に対する立入検

査の実施。

- (4) 侵害活動と関連する物品の検査。他人の登録商標専用権を侵害した証拠・証明のある物品に対し、封印または差し押さえることができる。

工商行政管理部门は法に基づき前項に規定する職権を行使するとき、当事者は協力、協調しなければならない、拒絶、妨害してはならない。

商標権侵害案件の調査処理の過程において、商標権帰属に対して紛争が存在する、または権利者が同時に人民法院に商標権侵害訴訟を提訴した場合、工商行政管理部门は案件の調査処理を中止することができる。中止原因が取り除かれた後、案件調査処理手続を回復または終結させなければならない。

第63条 商標専用権侵害の賠償額は、権利者が権利侵害により受けた実際の損失に基づき確定する。実際の損失が確定しがたい場合、侵害者が権利侵害により獲得した利益に基づき確定する。権利者の損失もしくは侵害者が獲得した利益が確定しがたい場合、当該商標許可使用費の倍数を参照して合理的に確定する。悪意に商標専用権を侵害し、情状が深刻な場合、上述の方式で確定した金額の1倍以上3倍以下に基づき賠償金額を確定することができる。賠償金額は、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出を含めなければならない。

人民法院は、賠償金額確定のために、権利者がすでに挙証に尽力し、権利侵害行為と関連する帳簿、資料を主に侵害者が握っている状況において、侵害者に侵害行為と関連する帳簿、資料の提供を命ずることができる。侵害者が提供しない、または虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張および提供した証拠を参考して賠償金額を判定することができる。

権利者が権利侵害により受けた実際の損失、侵害者が権利侵害により獲得した利益、登録商標許可使用費が確定しがたい場合、人民法院は権利侵害行為の情状に基づき300万元以下の賠償を判決することができる。

第64条 登録商標専用権者が賠償を請求し、訴えられた侵害者が登録商標専用権者の登録商標の未使用に対して抗弁を提出した場合、人民法院は登録商標専用権者にそれまで3年以内に当該登録商標を実際に使用した証拠を提出するよう要求することができる。登録商標専用権者がそれまで3年以内に当該登録商標を実際に使用したことを証明することができず、侵害行為によってその他の損失を受けたことを証明することもできない場合、訴えられた侵害者は賠償責任を負わない。

登録商標専用権を侵害していると知らずに販売した商品は、当該商品が自己の合法取得である

ことを証明し、かつ提供者を説明することができる場合、賠償責任を負わない。

第65条 商標登録者もしくは利害関係者は、他人がその登録商標専用権の侵害行為を実施または実施しようとしている証拠・証明があり、速やかに制止しなければその合法的な権益に補いがたい損害を受けるとみられる場合、法に基づき提訴前に人民法院に関連行為の停止および財産保全を命ずる措置を採ることを申請することができる。

第66条 侵害行為を制止するため、証拠が喪失する、または以後に取得しがたい可能性のある状況において、商標登録者もしくは利害関係者は法に基づき提訴前に人民法院に証拠保全を申請することができる。

第67条 商標登録者の許可を経ず、同一商品にその登録商標と同一の商標を使用し、犯罪を構成した場合、被侵害者の損失を賠償するほか、法に基づき刑事責任を追及する。

他人の登録商標標識を偽造、無断製造し、または偽造、無断製造された登録商標標識を販売し、犯罪を構成した場合、被侵害者の損失を賠償するほか、法に基づき刑事責任を追及する。

登録商標と偽っていることを明らかに知っている商品を販売し、犯罪を構成した場合、被侵害者の損失を賠償するほか、法に基づき刑事責任を追及する。

第68条 商標代理機構に以下のいずれかの行為があった場合、工商行政管理部门が期限付きの是正を命令し、警告を与え、1万元以上10万元以下の罰金を科す。直接責任を負う主管人員およびその他の直接責任人員に対して警告を与え、5,000元以上5万元以下の罰金を科す。犯罪を構成した場合、法に基づき刑事責任を追及する。

- (1) 商標事項手続の過程において、法律文書、印章、署名を偽造、変造、または偽造、変造した法律文書、印章、署名を使用した場合、
- (2) その他の商標代理機構を貶める等の手段で商標代理業務を引き寄せた、またはその他の不正当な手段で商標代理市場の秩序を攪乱した場合、
- (3) 本法第19条第3項、第4項の規定に違反した場合。

商標代理機構に前項の規定する行為があった場合、工商行政管理部门は信用文書に記入する。情状が深刻な場合、商標局、商標審議委員会はその商標代理業務手続の受理停止を決定し、公告を行うことができる。

商標代理機構が誠実信用の原則に違反し、委託人の合法的な利益を侵害した場合、法に基づき

民事責任を引き受け、合わせて商標代理業界組織が定款の規定に基づき懲戒を与えなければならない。

第69条 商標の登録、管理および再審業務に従事する国家機関の業務人員は、公平に法を執行し、廉潔で自らを律し、職務に忠実で、文明的なサービスを行わなければならない。

商標局、商標審査委員会および商標の登録、管理および再審業務に従事する国家機関の業務人員は、商標代理業務および商品の生産経営活動に従事してはならない。

第70条 工商行政管理部門は、健全な内部監督制度を構築し、商標の登録、管理および再審業務に責任を負う国家機関の業務人員による法律、行政法規の執行および規律遵守の状況について、監督検査を行わなければならない。

第71条 商標の登録、管理および再審業務に従事する国家機関の業務人員が職責を疎かにし、職権を乱用し、私情により不正を行い、商標の登録、管理および再審事項手続を違法に行い、当事者の財産を受け取り、不正な利益を得て、犯罪を構成した場合、法に基づき刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、法に基づき処分を下す。

第8章 附則

第72条 商標登録の出願およびその他の商標事項の手続は、費用を納付しなければならず、具体的な費用の基準は別途規定する。

第73条 本法は1983年3月1日より施行する。1963年4月10日に国務院が公布した『商標管理条例』は同時に廃止する。その他の商標管理関連規定が本法に抵触する場合、同時に失効する。

本法施行前にすでに登録された商標は、継続して有効とする。

(中国語原文)

中华人民共和国 主席令第 6 号

《全国人民代表大会常务委员会关于修改〈中华人民共和国商标法〉的决定》已由中华人民共和国第十二届全国人民代表大会常务委员会第四次会议于 2013 年 8 月 30 日通过，现予公布，自 2014 年 5 月 1 日起施行。

中华人民共和国主席 习近平

2013 年 8 月 30 日

中华人民共和国商标法

(1982 年 8 月 23 日第五届全国人民代表大会常务委员会第二十四次会议通过 根据 1993 年 2 月 22 日第七届全国人民代表大会常务委员会第三十次会议《关于修改〈中华人民共和国商标法〉的决定》第一次修正 根据 2001 年 10 月 27 日第九届全国人民代表大会常务委员会第二十四次会议《关于修改〈中华人民共和国商标法〉的决定》第二次修正 根据 2013 年 8 月 30 日第十二届全国人民代表大会常务委员会第四次会议《关于修改〈中华人民共和国商标法〉的决定》第三次修正)

第一章 总 则

第一条 为了加强商标管理，保护商标专用权，促使生产、经营者保证商品和服务质量，维护商标信誉，以保障消费者和生产、经营者的利益，促进社会主义市场经济的发展，特制定本法。

第二条 国务院工商行政管理部门商标局主管全国商标注册和管理的工作。

国务院工商行政管理部门设立商标评审委员会，负责处理商标争议事宜。

第三条 经商标局核准注册的商标为注册商标，包括商品商标、服务商标和集体商标、证明商标；商标注册人享有商标专用权，受法律保护。

本法所称集体商标，是指以团体、协会或者其他组织名义注册，供该组织成员在商事活动中使用，以表明使用者在该组织中的成员资格的标志。

本法所称证明商标，是指由对某种商品或者服务具有监督能力的组织所控制，而由该组织以外的单位或者个人使用于其商品或者服务，用以证明该商品或者服务的原产地、原料、制造方法、质量或者其他特定品质的标志。

集体商标、证明商标注册和管理的特殊事项，由国务院工商行政管理部门规定。

第四条 自然人、法人或者其他组织在生产经营活动中，对其商品或者服务需要取得商标专用权的，应当向商标局申请商标注册。

本法有关商品商标的规定，适用于服务商标。

第五条 两个以上的自然人、法人或者其他组织可以共同向商标局申请注册同一商标，共同享有和行使该商标专用权。

第六条 法律、行政法规规定必须使用注册商标的商品，必须申请商标注册，未经核准注册的，不得在市场销售。

第七条 申请注册和使用商标，应当遵循诚实信用原则。

商标使用人应当对其使用商标的商品质量负责。各级工商行政管理部门应当通过商标管理，制止欺骗消费者的行为。

第八条 任何能够将自然人、法人或者其他组织的商品与他人的商品区别开的标志，包括文字、图形、字母、数字、三维标志、颜色组合和声音等，以及上述要素的组合，均可以作为商标申请注册。

第九条 申请注册的商标，应当有显著特征，便于识别，并不得与他人在先取得的合法权利相冲突。

商标注册人有权标明“注册商标”或者注册标记。

第十条 下列标志不得作为商标使用：

- （一）同中华人民共和国的国家名称、国旗、国徽、国歌、军旗、军徽、军歌、勋章等相同或者近似的，以及同中央国家机关的名称、标志、所在地特定地点的名称或者标志性建筑物的名称、图形相同的；
- （二）同外国的国家名称、国旗、国徽、军旗等相同或者近似的，但经该国政府同意的除外；
- （三）同政府间国际组织的名称、旗帜、徽记等相同或者近似的，但经该组织同意或者不易误导公众的除外；
- （四）与表明实施控制、予以保证的官方标志、检验印记相同或者近似的，但经授权的除外；

- (五) 同“红十字”、“红新月”的名称、标志相同或者近似的；
- (六) 带有民族歧视性的；
- (七) 带有欺骗性，容易使公众对商品的质量等特点或者产地产生误认的；
- (八) 有害于社会主义道德风尚或者有其他不良影响的。

县级以上行政区划的地名或者公众知晓的外国地名，不得作为商标。但是，地名具有其他含义或者作为集体商标、证明商标组成部分的除外；已经注册的使用地名的商标继续有效。

第十一条 下列标志不得作为商标注册：

- (一) 仅有本商品的通用名称、图形、型号的；
- (二) 仅直接表示商品的质量、主要原料、功能、用途、重量、数量及其他特点的；
- (三) 其他缺乏显著特征的。

前款所列标志经过使用取得显著特征，并便于识别的，可以作为商标注册。

第十二条 以三维标志申请注册商标的，仅由商品自身的性质产生的形状、为获得技术效果而需有的商品形状或者使商品具有实质性价值的形状，不得注册。

第十三条 为相关公众所熟知的商标，持有人认为其权利受到侵害时，可以依照本法规定请求驰名商标保护。

就相同或者类似商品申请注册的商标是复制、摹仿或者翻译他人未在中国注册的驰名商标，容易导致混淆的，不予注册并禁止使用。

就不相同或者不相类似商品申请注册的商标是复制、摹仿或者翻译他人已经在中国注册的驰名商标，误导公众，致使该驰名商标注册人的利益可能受到损害的，不予注册并禁止使用。

第十四条 驰名商标应当根据当事人的请求，作为处理涉及商标案件需要认定的事实进行认定。认定驰名商标应当考虑下列因素：

- (一) 相关公众对该商标的知晓程度；
- (二) 该商标使用的持续时间；
- (三) 该商标的任何宣传工作的持续时间、程度和地理范围；
- (四) 该商标作为驰名商标受保护的记录；
- (五) 该商标驰名的其他因素。

在商标注册审查、工商行政管理部门查处商标违法案件过程中，当事人依照本法第十三条规定主张权利的，商标局根据审查、处理案件的需要，可以对商标驰名情况作出认定。

在商标争议处理过程中，当事人依照本法第十三条规定主张权利的，商标评审委员会根据处理案件的需要，可以对商标驰名情况作出认定。

在商标民事、行政案件审理过程中，当事人依照本法第十三条规定主张权利的，最高人民法院指定的人民法院根据审理案件的需要，可以对商标驰名情况作出认定。

生产、经营者不得将“驰名商标”字样用于商品、商品包装或者容器上，或者用于广告宣传、展览以及其他商业活动中。

第十五条 未经授权，代理人或者代表人以自己的名义将被代理人或者被代表人的商标进行注册，被代理人或者被代表人提出异议的，不予注册并禁止使用。

就同一种商品或者类似商品申请注册的商标与他人在先使用的未注册商标相同或者近似，申请人与该他人具有前款规定以外的合同、业务往来关系或者其他关系而明知该他人商标存在，该他人提出异议的，不予注册。

第十六条 商标中有商品的地理标志，而该商品并非来源于该标志所标示的地区，误导公众的，不予注册并禁止使用；但是，已经善意取得注册的继续有效。

前款所称地理标志，是指标示某商品来源于某地区，该商品的特定质量、信誉或者其他特征，主要由该地区的自然因素或者人文因素所决定的标志。

第十七条 外国人或者外国企业在中国申请商标注册的，应当按其所属国和中华人民共和国签订的协议或者共同参加的国际条约办理，或者按对等原则办理。

第十八条 申请商标注册或者办理其他商标事宜，可以自行办理，也可以委托依法设立的商标代理机构办理。

外国人或者外国企业在中国申请商标注册和办理其他商标事宜的，应当委托依法设立的商标代理机构办理。

第十九条 商标代理机构应当遵循诚实信用原则，遵守法律、行政法规，按照被代理人的委托办理商标

注册申请或者其他商标事宜；对在代理过程中知悉的被代理人的商业秘密，负有保密义务。

委托人申请注册的商标可能存在本法规定不得注册情形的，商标代理机构应当明确告知委托人。

商标代理机构知道或者应当知道委托人申请注册的商标属于本法第十五条和第三十二条规定情形的，不得接受其委托。

商标代理机构除对其代理服务申请商标注册外，不得申请注册其他商标。

第二十条 商标代理行业组织应当按照章程规定，严格执行吸纳会员的条件，对违反行业自律规范的会员实行惩戒。商标代理行业组织对其吸纳的会员和对会员的惩戒情况，应当及时向社会公布。

第二十一条 商标国际注册遵循中华人民共和国缔结或者参加的有关国际条约确立的制度，具体办法由国务院规定。

第二章 商标注册的申请

第二十二条 商标注册申请人应当按规定的商品分类表填报使用商标的商品类别和商品名称，提出注册申请。

商标注册申请人可以通过一份申请就多个类别的商品申请注册同一商标。

商标注册申请等有关文件，可以以书面方式或者数据电文方式提出。

第二十三条 注册商标需要在核定使用范围之外的商品上取得商标专用权的，应当另行提出注册申请。

第二十四条 注册商标需要改变其标志的，应当重新提出注册申请。

第二十五条 商标注册申请人自其商标在外国第一次提出商标注册申请之日起六个月内，又在中国就相同商品以同一商标提出商标注册申请的，依照该外国同中国签订的协议或者共同参加的国际条约，或者按照相互承认优先权的原则，可以享有优先权。

依照前款要求优先权的，应当在提出商标注册申请的时候提出书面声明，并且在三个月内提交第一次提出的商标注册申请文件的副本；未提出书面声明或者逾期未提交商标注册申请文件副本的，视为未要求优先权。

第二十六条 商标在中国政府主办的或者承认的国际展览会展出的商品上首次使用的，自该商品展出之日起六个月内，该商标的注册申请人可以享有优先权。

依照前款要求优先权的，应当在提出商标注册申请的时候提出书面声明，并且在三个月内提交展出其商品的展览会名称、在展出商品上使用该商标的证据、展出日期等证明文件；未提出书面声明或者逾期未提交证明文件的，视为未要求优先权。

第二十七条 为申请商标注册所申报的事项和所提供的材料应当真实、准确、完整。

第三章 商标注册的审查和核准

第二十八条 对申请注册的商标，商标局应当自收到商标注册申请文件之日起九个月内审查完毕，符合本法有关规定的，予以初步审定公告。

第二十九条 在审查过程中，商标局认为商标注册申请内容需要说明或者修正的，可以要求申请人做出说明或者修正。申请人未做出说明或者修正的，不影响商标局做出审查决定。

第三十条 申请注册的商标，凡不符合本法有关规定或者同他人在同一种商品或者类似商品上已经注册的或者初步审定的商标相同或者近似的，由商标局驳回申请，不予公告。

第三十一条 两个或者两个以上的商标注册申请人，在同一种商品或者类似商品上，以相同或者近似的商标申请注册的，初步审定并公告申请在先的商标；同一天申请的，初步审定并公告使用在先的商标，驳回其他人的申请，不予公告。

第三十二条 申请商标注册不得损害他人现有的在先权利，也不得以不正当手段抢先注册他人已经使用并有一定影响的商标。

第三十三条 对初步审定公告的商标，自公告之日起三个月内，在先权利人、利害关系人认为违反本法第十三条第二款和第三款、第十五条、第十六条第一款、第三十条、第三十一条、第三十二条规定的，或者任何人认为违反本法第十条、第十一条、第十二条规定的，可以向商标局提出异议。公告期满无异议的，予以核准注册，发给商标注册证，并予公告。

第三十四条 对驳回申请、不予公告的商标，商标局应当书面通知商标注册申请人。商标注册申请人不服的，可以自收到通知之日起十五日内向商标评审委员会申请复审。商标评审委员会应当自收到申请之日起九个月内做出决定，并书面通知申请人。有特殊情况需要延长的，经国务院工

商标行政管理部门批准，可以延长三个月。当事人对商标评审委员会的决定不服的，可以自收到通知之日起三十日内向人民法院起诉。

第三十五条 对初步审定公告的商标提出异议的，商标局应当听取异议人和被异议人陈述事实和理由，经调查核实后，自公告期满之日起十二个月内做出是否准予注册的决定，并书面通知异议人和被异议人。有特殊情况需要延长的，经国务院工商行政管理部门批准，可以延长六个月。

商标局做出准予注册决定的，发给商标注册证，并予公告。异议人不服的，可以依照本法第四十四条、第四十五条的规定向商标评审委员会请求宣告该注册商标无效。

商标局做出不予注册决定，被异议人不服的，可以自收到通知之日起十五日内向商标评审委员会申请复审。商标评审委员会应当自收到申请之日起十二个月内做出复审决定，并书面通知异议人和被异议人。有特殊情况需要延长的，经国务院工商行政管理部门批准，可以延长六个月。被异议人对商标评审委员会的决定不服的，可以自收到通知之日起三十日内向人民法院起诉。人民法院应当通知异议人作为第三人参加诉讼。

商标评审委员会在依照前款规定进行复审的过程中，所涉及的在先权利的确定必须以人民法院正在审理或者行政机关正在处理的另一案件的结果为依据的，可以中止审查。中止原因消除后，应当恢复审查程序。

第三十六条 法定期限届满，当事人对商标局做出的驳回申请决定、不予注册决定不申请复审或者对商标评审委员会做出的复审决定不向人民法院起诉的，驳回申请决定、不予注册决定或者复审决定生效。

经审查异议不成立而准予注册的商标，商标注册申请人取得商标专用权的时间自初步审定公告三个月期满之日起计算。自该商标公告期满之日起至准予注册决定做出前，对他人在同一种或者类似商品上使用与该商标相同或者近似的标志的行为不具有追溯力；但是，因该使用人的恶意给商标注册人造成的损失，应当给予赔偿。

第三十七条 对商标注册申请和商标复审申请应当及时进行审查。

第三十八条 商标注册申请人或者注册人发现商标申请文件或者注册文件有明显错误的，可以申请更正。商标局依法在其职权范围内作出更正，并通知当事人。

前款所称更正错误不涉及商标申请文件或者注册文件的实质性内容。

第四章 注册商标的续展、变更、转让和使用许可

第三十九条 注册商标的有效期为十年，自核准注册之日起计算。

第四十条 注册商标有效期满，需要继续使用的，商标注册人应当在期满前十二个月内按照规定办理续展手续；在此期间未能办理的，可以给予六个月的宽展期。每次续展注册的有效期为十年，自该商标上一届有效期满次日起计算。期满未办理续展手续的，注销其注册商标。

商标局应当对续展注册的商标予以公告。

第四十一条 注册商标需要变更注册人的名义、地址或者其他注册事项的，应当提出变更申请。

第四十二条 转让注册商标的，转让人和受让人应当签订转让协议，并共同向商标局提出申请。受让人应当保证使用该注册商标的商品质量。

转让注册商标的，商标注册人对其在同一种商品上注册的近似的商标，或者在类似商品上注册的相同或者近似的商标，应当一并转让。

对容易导致混淆或者有其他不良影响的转让，商标局不予核准，书面通知申请人并说明理由。

转让注册商标经核准后，予以公告。受让人自公告之日起享有商标专用权。

第四十三条 商标注册人可以通过签订商标使用许可合同，许可他人使用其注册商标。许可人应当监督被许可人使用其注册商标的商品质量。被许可人应当保证使用该注册商标的商品质量。

经许可使用他人注册商标的，必须在使用该注册商标的商品上标明被许可人的名称和商品产地。

许可他人使用其注册商标的，许可人应当将其商标使用许可报商标局备案，由商标局公告。商标使用许可未经备案不得对抗善意第三人。

第五章 注册商标的无效宣告

第四十四条 已经注册的商标，违反本法第十条、第十一条、第十二条规定的，或者是以欺骗手段或者其他不正当手段取得注册的，由商标局宣告该注册商标无效；其他单位或者个人可以请求商标评审委员会宣告该注册商标无效。

商标局做出宣告注册商标无效的决定，应当书面通知当事人。当事人对商标局的决定不服的，可以自收到通知之日起十五日内向商标评审委员会申请复审。商标评审委员会应当自收到申请之日起九个月内做出决定，并书面通知当事人。有特殊情况需要延长的，经国务院工商行政管理部门批准，可以延长三个月。当事人对商标评审委员会的决定不服的，可以自收到通知之日起三十日内向人民法院起诉。

其他单位或者个人请求商标评审委员会宣告注册商标无效的，商标评审委员会收到申请后，应当书面通知有关当事人，并限期提出答辩。商标评审委员会应当自收到申请之日起九个月内做出维持注册商标或者宣告注册商标无效的裁定，并书面通知当事人。有特殊情况需要延长的，经国务院工商行政管理部门批准，可以延长三个月。当事人对商标评审委员会的裁定不服的，可以自收到通知之日起三十日内向人民法院起诉。人民法院应当通知商标裁定程序的对方当事人作为第三人参加诉讼。

第四十五条 已经注册的商标，违反本法第十三条第二款和第三款、第十五条、第十六条第一款、第三十条、第三十一条、第三十二条规定的，自商标注册之日起五年内，在先权利人或者利害关系人可以请求商标评审委员会宣告该注册商标无效。对恶意注册的，驰名商标所有人不受五年的时间限制。

商标评审委员会收到宣告注册商标无效的申请后，应当书面通知有关当事人，并限期提出答辩。商标评审委员会应当自收到申请之日起十二个月内做出维持注册商标或者宣告注册商标无效的裁定，并书面通知当事人。有特殊情况需要延长的，经国务院工商行政管理部门批准，可以延长六个月。当事人对商标评审委员会的裁定不服的，可以自收到通知之日起三十日内向人民法院起诉。人民法院应当通知商标裁定程序的对方当事人作为第三人参加诉讼。

商标评审委员会在依照前款规定对无效宣告请求进行审查的过程中，所涉及的在先权利的确定必须以人民法院正在审理或者行政机关正在处理的另一案件的结果为依据的，可以中止审查。中止原因消除后，应当恢复审查程序。

第四十六条 法定期限届满，当事人对商标局宣告注册商标无效的决定不申请复审或者对商标评审委员会的复审决定、维持注册商标或者宣告注册商标无效的裁定不向人民法院起诉的，商标局的决定或者商标评审委员会的复审决定、裁定生效。

第四十七条 依照本法第四十四条、第四十五条的规定宣告无效的注册商标，由商标局予以公告，该注册商标专用权视为自始即不存在。

宣告注册商标无效的决定或者裁定，对宣告无效前人民法院做出并已执行的商标侵权案件的判决、裁定、调解书和工商行政管理部门做出并已执行的商标侵权案件的处理决定以及已经履行的商标转让或者使用许可合同不具有追溯力。但是，因商标注册人的恶意给他人造成的损失，应当给予赔偿。

依照前款规定不返还商标侵权赔偿金、商标转让费、商标使用费，明显违反公平原则的，应当全部或者部分返还。

第六章 商标使用的管理

第四十八条 本法所称商标的使用，是指将商标用于商品、商品包装或者容器以及商品交易文书上，或者将商标用于广告宣传、展览以及其他商业活动中，用于识别商品来源的行为。

第四十九条 商标注册人在使用注册商标的过程中，自行改变注册商标、注册人名义、地址或者其他注册事项的，由地方工商行政管理部门责令限期改正；期满不改正的，由商标局撤销其注册商标。

注册商标成为其核定使用的商品的通用名称或者没有正当理由连续三年不使用的，任何单位或者个人可以向商标局申请撤销该注册商标。商标局应当自收到申请之日起九个月内做出决定。有特殊情况需要延长的，经国务院工商行政管理部门批准，可以延长三个月。

第五十条 注册商标被撤销、被宣告无效或者期满不再续展的，自撤销、宣告无效或者注销之日起一年内，商标局对与该商标相同或者近似的商标注册申请，不予核准。

第五十一条 违反本法第六条规定的，由地方工商行政管理部门责令限期申请注册，违法经营额五万元以上的，可以处违法经营额百分之二十以下的罚款，没有违法经营额或者违法经营额不足五万元的，可以处一万元以下的罚款。

第五十二条 将未注册商标冒充注册商标使用的，或者使用未注册商标违反本法第十条规定的，由地方工商行政管理部门予以制止，限期改正，并可以予以通报，违法经营额五万元以上的，可以处违法经营额百分之二十以下的罚款，没有违法经营额或者违法经营额不足五万元的，可以处一万元以下的罚款。

第五十三条 违反本法第十四条第五款规定的，由地方工商行政管理部门责令改正，处十万元罚款。

第五十四条 对商标局撤销或者不予撤销注册商标的决定，当事人不服的，可以自收到通知之日起十五日内向商标评审委员会申请复审。商标评审委员会应当自收到申请之日起九个月内做出决定，

并书面通知当事人。有特殊情况需要延长的，经国务院工商行政管理部门批准，可以延长三个月。当事人对商标评审委员会的决定不服的，可以自收到通知之日起三十日内向人民法院起诉。

第五十五条 法定期限届满，当事人对商标局做出的撤销注册商标的决定不申请复审或者对商标评审委员会做出的复审决定不向人民法院起诉的，撤销注册商标的决定、复审决定生效。

被撤销的注册商标，由商标局予以公告，该注册商标专用权自公告之日起终止。

第七章 注册商标专用权的保护

第五十六条 注册商标的专用权，以核准注册的商标和核定使用的商品为限。

第五十七条 有下列行为之一的，均属侵犯注册商标专用权：

- （一）未经商标注册人的许可，在同一种商品上使用与其注册商标相同的商标的；
- （二）未经商标注册人的许可，在同一种商品上使用与其注册商标近似的商标，或者在类似商品上使用与其注册商标相同或者近似的商标，容易导致混淆的；
- （三）销售侵犯注册商标专用权的商品的；
- （四）伪造、擅自制造他人注册商标标识或者销售伪造、擅自制造的注册商标标识的；
- （五）未经商标注册人同意，更换其注册商标并将该更换商标的商品又投入市场的；
- （六）故意为侵犯他人商标专用权行为提供便利条件，帮助他人实施侵犯商标专用权行为的；
- （七）给他人的注册商标专用权造成其他损害的。

第五十八条 将他人注册商标、未注册的驰名商标作为企业名称中的字号使用，误导公众，构成不正当竞争行为的，依照《中华人民共和国反不正当竞争法》处理。

第五十九条 注册商标中含有的本商品的通用名称、图形、型号，或者直接表示商品的质量、主要原料、功能、用途、重量、数量及其他特点，或者含有的地名，注册商标专用权人无权禁止他人正当使用。

三维标志注册商标中含有的商品自身的性质产生的形状、为获得技术效果而需有的商品形状或者使商品具有实质性价值的形状，注册商标专用权人无权禁止他人正当使用。

商标注册人申请商标注册前，他人已经在同一种商品或者类似商品上先于商标注册人使用与

注册商标相同或者近似并有一定影响的商标的，注册商标专用权人无权禁止该使用人在原使用范围内继续使用该商标，但可以要求其附加适当区别标识。

第六十条 有本法第五十七条所列侵犯注册商标专用权行为之一，引起纠纷的，由当事人协商解决；不愿协商或者协商不成的，商标注册人或者利害关系人可以向人民法院起诉，也可以请求工商行政管理部门处理。

工商行政管理部门处理时，认定侵权行为成立的，责令立即停止侵权行为，没收、销毁侵权商品和主要用于制造侵权商品、伪造注册商标标识的工具，违法经营额五万元以上的，可以处违法经营额五倍以下的罚款，没有违法经营额或者违法经营额不足五万元的，可以处二十五万元以下的罚款。对五年内实施两次以上商标侵权行为或者有其他严重情节的，应当从重处罚。销售不知道是侵犯注册商标专用权的商品，能证明该商品是自己合法取得并说明提供者的，由工商行政管理部门责令停止销售。

对侵犯商标专用权的赔偿数额的争议，当事人可以请求进行处理的工商行政管理部门调解，也可以依照《中华人民共和国民事诉讼法》向人民法院起诉。经工商行政管理部门调解，当事人未达成协议或者调解书生效后不履行的，当事人可以依照《中华人民共和国民事诉讼法》向人民法院起诉。

第六十一条 对侵犯注册商标专用权的行为，工商行政管理部门有权依法查处；涉嫌犯罪的，应当及时移送司法机关依法处理。

第六十二条 县级以上工商行政管理部门根据已经取得的违法嫌疑证据或者举报，对涉嫌侵犯他人注册商标专用权的行为进行查处时，可以行使下列职权：

- （一）询问有关当事人，调查与侵犯他人注册商标专用权有关的情况；
- （二）查阅、复制当事人与侵权活动有关的合同、发票、账簿以及其他有关资料；
- （三）对当事人涉嫌从事侵犯他人注册商标专用权活动的场所实施现场检查；
- （四）检查与侵权活动有关的物品；对有证据证明是侵犯他人注册商标专用权的物品，可以查封或者扣押。

工商行政管理部门依法行使前款规定的职权时，当事人应当予以协助、配合，不得拒绝、阻挠。

在查处商标侵权案件过程中，对商标权属存在争议或者权利人同时向人民法院提起商标侵权诉讼的，工商行政管理部门可以中止案件的查处。中止原因消除后，应当恢复或者终结案件

查处程序。

第六十三条 侵犯商标专用权的赔偿数额，按照权利人因被侵权所受到的实际损失确定；实际损失难以确定的，可以按照侵权人因侵权所获得的利益确定；权利人的损失或者侵权人获得的利益难以确定的，参照该商标许可使用费的倍数合理确定。对恶意侵犯商标专用权，情节严重的，可以在按照上述方法确定数额的一倍以上三倍以下确定赔偿数额。赔偿数额应当包括权利人为制止侵权行为所支付的合理开支。

人民法院为确定赔偿数额，在权利人已经尽力举证，而与侵权行为相关的账簿、资料主要由侵权人掌握的情况下，可以责令侵权人提供与侵权行为相关的账簿、资料；侵权人不提供或者提供虚假的账簿、资料的，人民法院可以参考权利人的主张和提供的证据判定赔偿数额。

权利人因被侵权所受到的实际损失、侵权人因侵权所获得的利益、注册商标许可使用费难以确定的，由人民法院根据侵权行为的情节判决给予三百万元以下的赔偿。

第六十四条 注册商标专用权人请求赔偿，被控侵权人以注册商标专用权人未使用注册商标提出抗辩的，人民法院可以要求注册商标专用权人提供此前三年内实际使用该注册商标的证据。注册商标专用权人不能证明此前三年内实际使用过该注册商标，也不能证明因侵权行为受到其他损失的，被控侵权人不承担赔偿责任。

销售不知道是侵犯注册商标专用权的商品，能证明该商品是自己合法取得并说明提供者的，不承担赔偿责任。

第六十五条 商标注册人或者利害关系人有证据证明他人正在实施或者即将实施侵犯其注册商标专用权的行为，如不及时制止将会使其合法权益受到难以弥补的损害的，可以依法在起诉前向人民法院申请采取责令停止有关行为和财产保全的措施。

第六十六条 为制止侵权行为，在证据可能灭失或者以后难以取得的情况下，商标注册人或者利害关系人可以依法在起诉前向人民法院申请保全证据。

第六十七条 未经商标注册人许可，在同一种商品上使用与其注册商标相同的商标，构成犯罪的，除赔偿被侵权人的损失外，依法追究刑事责任。

伪造、擅自制造他人注册商标标识或者销售伪造、擅自制造的注册商标标识，构成犯罪的，除赔偿被侵权人的损失外，依法追究刑事责任。

销售明知是假冒注册商标的商品，构成犯罪的，除赔偿被侵权人的损失外，依法追究刑事责任。

第六十八条 商标代理机构有下列行为之一的，由工商行政管理部门责令限期改正，给予警告，处一万元以上十万元以下的罚款；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员给予警告，处五千元以上五万元以下的罚款；构成犯罪的，依法追究刑事责任：

- （一）办理商标事宜过程中，伪造、变造或者使用伪造、变造的法律文件、印章、签名的；
- （二）以诋毁其他商标代理机构等手段招徕商标代理业务或者以其他不正当手段扰乱商标代理市场秩序的；
- （三）违反本法第十九条第三款、第四款规定的。

商标代理机构有前款规定行为的，由工商行政管理部门记入信用档案；情节严重的，商标局、商标评审委员会并可以决定停止受理其办理商标代理业务，予以公告。

商标代理机构违反诚实信用原则，侵害委托人合法利益的，应当依法承担民事责任，并由商标代理行业组织按照章程规定予以惩戒。

第六十九条 从事商标注册、管理和复审工作的国家机关工作人员必须秉公执法，廉洁自律，忠于职守，文明服务。

商标局、商标评审委员会以及从事商标注册、管理和复审工作的国家机关工作人员不得从事商标代理业务和商品生产经营活动。

第七十条 工商行政管理部门应当建立健全内部监督制度，对负责商标注册、管理和复审工作的国家机关工作人员执行法律、行政法规和遵守纪律的情况，进行监督检查。

第七十一条 从事商标注册、管理和复审工作的国家机关工作人员玩忽职守、滥用职权、徇私舞弊，违法办理商标注册、管理和复审事项，收受当事人财物，牟取不正当利益，构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，依法给予处分。

第八章 附则

第七十二条 申请商标注册和办理其他商标事宜的，应当缴纳费用，具体收费标准另定。

第七十三条 本法自 1983 年 3 月 1 日起施行。1963 年 4 月 10 日国务院公布的《商标管理条例》同时废止；

其他有关商标管理的规定，凡与本法抵触的，同时失效。

本法施行前已经注册的商标继续有效。